

1 1. 小型武器問題

小型武器問題概観

1. 小型武器問題の概略および経緯

(1) 最近の紛争で主要武器として使用されているのは自動小銃、小型ミサイル等の小型武器であり、紛争の死者の90%以上が小型武器によるといわれている。「小型武器」は、核兵器等の大量破壊兵器と異なり、国際的な規制がなく放置されており、国内紛争による多数の死者や難民を出す原因となっている。また、紛争終了後においても、大量に流入した武器が治安を不安定にし、国連等による人道援助活動、復興開発を阻害し、更に、過剰に蓄積されることにより、紛争を激化し長期化させ、国内紛争、犯罪増加等を助長する原因となっている。特に、反政府軍、非正規軍（ゲリラ等）、犯罪組織、テロ組織はあらゆるタイプの「小型武器」を使用していると言われている。かかる背景から、国際社会において、いかに過剰に蓄積された小型武器を「削減」し（回収、破棄等）、将来における過剰蓄積を「防止」（生産や国際取引の自制など）すべきかが緊急の課題として取り上げられ始めた。

(2) 最初に、国際社会において「小型武器」問題が提起されたのは、95年にブトロス・ガーリ国連事務総長（当時）が「平和への課題、追補」で、「ミクロ軍縮」の必要性を訴えたことによる。「ミクロ軍縮」は、対人地雷と小型武器を対象としたものであったが、対人地雷問題については、カナダ、ノルウェー等が主導し、「対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関する条約」が締結され、解決のための一定の方途が示されている。これに対して、小型武器は、97年には、国連小型武器専門家パネル、99年には、国連小型武器専門家グループが設置され（いずれも堂之脇光朗元軍縮大使が議長を務めた）、承認された報告書では、国際社会に対して、小型武器問題への取り組みに関する勧告が述べられるとともに、これを踏まえて、2001年7月には、閣僚級の国際会議として国連小型武器会議が開催された。

2. 小型武器の定義

(1) 国連小型武器専門家パネルでの報告書では、小型武器の定義が規定されている。報告書では、特に軍事用に製造された武器が対象であるとした上で、兵士一人で携帯、使用が可能な「小型武器 (Small Arms)」、兵士数名で運搬、使用が可能な「軽兵器 (Light Weapons)」、それに弾薬及び爆発物の3種類とされた（但し、一般的にはこれらを総称して「小型武器」と言われている）。

○小型武器 一回転式拳銃、自動拳銃、小銃、カービン銃等

○軽兵器 一重機関銃、携帯対戦車ミサイル、携帯対戦車ロケット、
携帯対空ミサイル等

○弾薬・爆発物 対人対戦車用手榴弾、地雷、爆薬等

- (2) 紛争地域で用いられる「小型武器」の殆どは中古品であるが、新品は複数の異なる国で生産され、ある民間研究機関の調査では、AK47（カラシニコフ）やM16等の自動小銃は、1946年から90年の間に5500～7200万丁が生産されたと言われている。

3. 我が国の取り組み及び政策

- (1) 我が国は、政策面において「武器輸出三原則」、また、立法面においては、「外国為替および外国貿易法」等を通じて、一切の武器輸出を行っておらず、この分野において国際社会をリードできる立場にあると言える。実際にも小型武器問題を国際社会に提起して以来、国連総会決議案の提出、国連政府専門家パネル及びグループの議長就任、東京ワークショップの開催、安保理決議案採択の主導を通じ、一環して主導国としての役割を果たしてきた。

- (2) 我が国は、紛争後の武器回収や復興開発等のため、97年にマリに100万ドルを、98年にシェラ・レオネに96万ドルを、98年にはUNDPを通じアルバニアに10万ドルを支援した。更に、2000年の九州・沖縄サミットの際に発表された紛争予防に関するG8「宮崎イニシアティブ」として、我が国は国連と協力して小型武器問題を解決するために、200万ドルを目標に国連内に小型武器基金(Small Arms Fund)を設置し、既に277万ドル拠出している(2002年3月現在)。

- (3) 我が国の小型武器輸出入に関する政策

- (イ) 政策面では、武器輸出三原則に基づき、武器の輸出を原則として認めないとの政策を堅持している。また、国連安全保障理事会において、一定の地域に対する禁輸措置がとられた場合には、同地域への輸出が規制される。
- (ロ) 立法政策としては、外国為替および外国貿易法および政令（輸出：輸出貿易管理令および外国為替令、輸入：輸入貿易管理令および外国為替令）により原則として小型武器の輸出入が禁止されている。
- (ハ) 更に、我が国は、外国為替及び外国貿易法において、武器の仲介貿易の一部を規制している【参考】。

【参考】外為法第25条第1項第2号において規制。

- (a) 対象者：本邦の居住者（企業を含む）
- (b) 対象活動：外国相互間の貨物を伴う売買に関する取引。ただし、下記については対象外。
- ①我が国の居住者が契約の当事者であっても、同一国内の貨物の移動に伴う売買契約の場合。
- ②外国相互間で貨物は移動するが、我が国居住者が当該売買契約の当事者とならず、外国相互間で直接契約の成立を仲介し、仲介者として手数料のみを受け取るに過ぎない場合。

(c) 罰則：5年以内の懲役もしくは200万円以下の罰金。

(4) G8サミット

2000年、我が国が議長を務めた九州・沖縄サミットにおいては、「紛争予防のためのG8宮崎イニシアティブ」と題する文書が採択され、小型武器の輸出に関しては、「G8は、他国に対する侵略や抑圧に使用される明確な虞のある場合には、小型武器の輸出を許可しない」、更に「情勢の不安定化を招く小型武器の現存の蓄積を削減する努力に対し、完全なる支援を約束する」旨合意された。我が国を除くG8が通常兵器の主要輸出国であることに鑑みると、この合意は画期的なものである。

(5) カンボディアにおける小型武器回収プロジェクト（開発の代償として武器を回収するプロジェクト(Weapons for Development)）

紛争終了地域において、同地域において復興支援を含めた開発を支援する代償として、同地域に蓄積している小型武器を回収するというアプローチは、効果的であり多くの地域に応用できるとして注目されており、アルバニアにおいても実証済みである。我が国は、かかるアプローチにおいて、EU等と調整して、カンボジアにおける小型武器回収プロジェクトを2001年より開始している。

4. 国連の取り組み

(1) 国連政府専門家パネル

95年1月のガリ国連事務総長「平和への課題、その追補」に基づき、95年暮れの国連総会により我が国が提出した決議案において、国連の小型武器専門家パネルが設置され、97年には小型武器の過剰蓄積と過剰取引を削減し、予防するための方策等についての報告書を国連に提出して承認された。同パネルには、米、露、独等16ヶ国が参加し、同パネルの報告書の中で、(イ) 小型武器削減のための措置として、治安の向上とそのための経済協力を奨励する、紛争後の和平合意やPKOの活動に小型武器の回収・廃棄を勧告すべき、警察、税関、国境警備等の国際協力を強化する、(ロ) 予防のための措置として、余剰な小型武器の移転の自制、標識制度や、製造・取引業者のデータベース化の調査に着手する等24の措置が勧告された。

(2) 小型武器に関する国連政府専門家グループ

政府専門家パネルの報告書を97年暮れに承認するに当たり、政府専門家パネルの報告書の勧告の実施状況並びに更に必要とされる措置につき追加的な報告書を作成するための新しい政府専門家グループを設置することが、国連総会により決定され、これを受け、国連政府専門家グループが設置された。同グループには安全保障理事会常任理事国（中、仏、露、英、米）を含めた23ヶ国が参加し、報告書が99年国連総会に提出された。同報告書では、政府専門家パネルにより勧告された措置に加えて、安全保障理事会の小型武器エンバーゴの有効な実施、紛争終了地域における復興開発支援、

紛争地域への小型武器の移転の自制および小型武器製造時の刻印（マーキング）等27の措置が勧告されている。

（3）国連小型武器会議（小型武器非合法取引のあらゆる側面に関する国連会議）

98年及び99年の国連総会決議案（提出国：日本）を踏まえて、国連が2001年7月に小型武器会議を開催した。同会議では、包括的・実地的な「行動計画」が採択された。行動計画は、大きく「過剰蓄積防止策」と「過剰蓄積削減策」に大別される。「過剰蓄積防止策」としては、国内法令の整備、安全管理、刻印制度の確立、データの整備、厳格な輸出基準の適応、余剰となった武器の破壊、税関、国境警備当局の相互協力などが挙げられる。「過剰蓄積削減策」としては、「武器の文化」を「平和の文化」に変えるために「DDR（武装解除、除隊、社会復帰）」の実施、法制度、民主化支援、開発支援、治安改革等が挙げられる。

（4）国連安全保障理事会

我が国が安保理議長国であった98年4月に国連事務総長が「アフリカにおける紛争の原因と持続可能な平和と開発のための報告書」を提出したのを受けて、同年秋から暮れにかけて不正取引についての情報収集につき事務総長は努力すべしとの安保理決議が採択された。更に、99年からはマレーシアが議長国であった7月には、平和維持状況下でのDDR（軍縮、武装解除、元戦闘員の社会復帰）に関する議長声明が採択され、更にオランダが議長国であった9月には、小型武器に関する閣僚会合が開催され、小型武器移転の効果的な規制の重要性、武器禁輸の効果的な遵守、紛争地域への武器流通の抑制の重要性などを強調する趣旨の議長声明が採択された。

5. 国際社会の取り組み

（1）EU

EUは、98年6月には武器禁輸に関する「行動規範(Code of Conduct)」を採択し、小型武器に限らず、武器輸出一般に関して、紛争を助長するような輸出の自制についての詳細な基準を定めている。続いて、98年12月には、EU加盟国に法的拘束力のある小型武器に関する「共同行動(Joint Action)」を採択した。この共同行動は、EFTA諸国も同調するに至り、加えて域外国では南ア、カナダも共同宣言の形でこれに同調し、99年6月のEU・ラ米サミットもこれを歓迎している。更に99年12月には、米国も米・EU共同声明でこれを支持するに至っている。

（2）西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の小型武器モラトリアム

（イ）98年11月1日より3年間、ECOWAS諸国内で小型武器の輸出入、製造の一時停止

（モラトリアム）を実施するという政治的宣言で98年10月にECOWAS首脳会合で採択された。99年12月には、その具体的内容を定めた行動規範が採択された。また、ECOWASは、小型武器モラトリアムを実質的に担保するための側面的プロジェクトとしてUNDP

(国連開発計画)の「治安と開発のための調整・援助プログラム」を実施している。

(ロ) 我が国は、2000年3月、ECOWASの小型武器モラトリウムを含む政治的安定分野の諸活動を支援するため10万ドルの拠出を決定した。更に6月、PCASED事務局の建設のために、マリ政府が、我が国ノンプロ無償の見返り資金約3000万円を関連施設の建設に使用することを承認し側面的な協力を行った。

(3) 大湖地域及びアフリカの角地域における不正小型武器の拡散に関するナイロビ宣言。

ケニアのイニシアティブにより、2000年3月にナイロビで開催された「大湖地域・アフリカの角地域小型武器会議」で採択された宣言。各国が小型武器の所有・移転を効果的に管理するための法令を整備することなどが義務付けられている。大湖地域及びアフリカの角地域は、アフリカの中で小型武器の被害が最も深刻といわれている地域で、右会議にはブルンジ、コンゴ(民)、ジブチ、エチオピア、エリトリア、ケニア、ルワンダ、スーダン、ウガンダ、タンザニアのハイレベル政府関係者が参加した。

(4) 銃器・弾薬・爆発物・その他の関連部品の密造・不正取引防止のためのOAS(米州機構)全米条約。

OAS条約は、97年11月、米、加及び中南米諸国33ヶ国から成る米州機構(OAS)により採択され、2000年5月現在、10ヶ国が批准している。同条約は、銃器等の密造・密輸の防止・根絶とそのための締約国間の協力・情報交換の促進を目的とし、(イ)銃器等の密造・密輸等の犯罪化、(ロ)銃器製造時の刻印、(ハ)輸出等に関するライセンス制の設定による輸出入規制等について規定している。

(5) 南部アフリカにおける不正な武器取引対策のためのEU(欧州連合)/SADC(南部アフリカ開発共同体)行動計画

98年11月、小型武器拡散及び不正武器取引に対処するため、EU・SADC閣僚会合で承認された南部アフリカ地域のための行動計画。南部アフリカでは、特に警察、税関等の地域間協力が進められている。

(6) G8リヨングループ(国際組織犯罪対策上級専門家会合)の取り組み

リヨン・グループは、95年のハリファックス・サミット(カナダ)において設立が決定されたG8メンバー国の組織犯罪対策の上級専門家から構成される政府間会合である。リヨン・グループは、96年のリヨン・サミットにおいて、国際組織犯罪対策のための「40の勧告」を首脳に報告し、その中で銃器の問題への対策として国際犯罪の防止と公共の安全の維持・確保のため、各国の銃器規制法令の見直し、関係法執行機関の間の情報交換等の手段を通じ、銃器の不正取引を発見し、抑止する戦略を発展させることを打ち出している。また、リヨン・グループは分科会として「銃器サブ・グループ」を設置し、「銃器等の密造・不正取引と戦うためのG8原則声明及び行動計画」の策定や国連国際組織犯罪条約を補足する国連銃器議定書の審議に関するG8の

取組の検討等を活発に行ってきた。なお、同サブ・グループは、銃器議定書の採択にともない解散された。

(7) 国連国際組織犯罪条約銃器議定書

95年5月、エジプトのカイロにて犯罪防止及び刑事司法に関する諸問題を討議する第9回国連犯罪防止会議（通称コングレス）が開催され、銃器規制の必要性を謳った我が国提案の「犯罪の防止と社会の安全のための銃器規制決議」が採択された。これを契機として、国連やG8の場で銃器規制の在り方が検討され、98年12月には、国連総会において国連国際組織犯罪条約及び銃器議定書を含む関連議定書起草のためのアドホック委員会（政府間特別委員会）の設立が決議された。同委員会は、1999年1月から2001年3月までの間、12回にわたり開催され、本体条約および関連議定書の案文について議論を行い、本体条約および全ての議定書について案文確定に至った。2000年11月に本体条約は国連総会で採択され、同12月、署名会議（於：イタリア、パレルモ）が開催され、日本を含む121ヶ国が署名した。また、銃器議定書については、2001年5月に国連総会において採択された。

6. 市民社会（NGO等）の取り組み

(1) 小型武器の回収は廃棄は、政府、国際機関のみならず、市民社会（NGO等）の協力が不可欠であり、既に西アフリカ、モザンビーク等で多くのNGOが小型武器の回収に協力している。98年10月、200以上の世界のNGOが小型武器問題に関するNGO国際ネットワーク（IANZA: International Action Network on Small Arms）が設立された。また、ノルウェーでもノルウェー小型武器移転イニシアティブ（NISAT）というNGOの連合体が設置されている。これらは相互の情報交換に加え、出版・研究・啓発活動を活発に行っている。代表的なNGOとしては、Saferworld(ロンドン)、BASIC(British American Security Information Council(ワシントン、ロンドン)、International Alert(ロンドン)、WGWR (Working Group for Weapon Reduction in Cambodia (カンボジア)、ISS (Institute for Security Studies(南ア)等が挙げられる。

(2) 我が国による市民社会（NGOを含む）への協力

99年5月に「小型武器問題と市民社会」シンポジウムを官民共催（主催：外務省、日本国際フォーラム、インターバンド）で開催した。2000年6月には、我が国は「アジア地域小型武器東京ワークショップ」を開催し、その半日を公開セッションとし、世界のNGOと31ヶ国の政府関係者のための情報・意見交換・協議のための機会を提供した。また、日本政府がカンボジアに派遣した調査ミッションに日本のNGO（日本予防外交センター、広島平和研究所）が参加した。更に、我が国が主催した2002年の国連小型武器会合の東京フォローアップ会合では、日本のみならず、世界からのNGOを招待して、小型武器問題に関する議論を行った。

小型武器問題への取り組みの経緯

1995年	1月	ガーリ国連事務総長が報告書「平和のための課題（追補）」で小型武器問題の深刻さを指摘
	6月	国連軍縮会議（長崎）の村山総理演説（園田官房副長官代読）で日本が小型武器問題に関する専門家パネル設置を提唱
	12月	国連総会が日本提出の小型武器決議（50/70B）を採択
1996年	3月	マリが国連の協力の下に「平和の炎」式典を開催
	6月	国連小型武器政府専門家パネル（堂之協議長）第1回会合 ＜於：NY＞
	9月	国連小型武器政府専門家パネルアフリカ地域ワークショップ ＜於：プレトリア（南ア）＞
1997年	1月	国連小型武器政府専門家パネル中南米地域ワークショップ ＜於：サンサルバドル（エルサルバドル）＞
	1月	国連小型武器政府専門家パネル第2回会合＜於：NY＞
	5月	国連小型武器政府専門家パネルアジア地域ワークショップ ＜於：カトマンズ（ネパール）＞
	5月	小型武器問題東京ワークショップ＜於：東京＞
	7月	国連小型武器政府専門家パネル第3回会合＜於：NY＞
	8月	国連事務総長が小型武器報告書（A/52/298）を発表
	11月	OAS（米州機構）銃器規制条約採択
	12月	国連総会が日本提出の小型武器決議（52/38J）を採択
1998年	3月	実際の軍縮関心国会合の設置
	5月	国連小型武器政府専門家グループ（堂之協議長）第1回会合 ＜於：NY＞
	5月	EU（欧州連合）が武器輸出の行動規範（Code of Conduct on Arms Exports）を採択
	6月	国連に部局・機関間で小型武器問題を調整するメカニズム（CASA）を設置
	7月	オスロ小型武器会議＜於：オスロ（ノルウェー）＞
	9月	小型武器問題東京ワークショップ＜於：東京＞
	9月	国連総会小型武器閣僚会合＜於：NY＞
	10月	「持続可能な開発のための持続可能な軍縮」国際会議 ＜於：ブリュッセル（ベルギー）＞
	10月	IANSA（小型武器問題に関する国際NGOネットワーク）設立
	10月	ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）が小型武器製造・輸出入一時停止（モラトリアム）を採択

- 1 1 月 安保理がアフリカ武器流通決議（S／RES／1209（1998））を採択
- 1 2 月 国連総会が日本提出の小型武器決議（53／77E）を採択
- 1 2 月 EUが小型武器共同行動(Joint Action on Small Arms)を採択
- 1 9 9 9 年 1 月 国連アドホック委員会が銃器議定書交渉を開始＜於：ウィーン＞
- 2 月 小型武器ワークショップ＜於：ジュネーブ＞
- 2 月 国連小型武器政府専門家グループ第2回会合＜於：ジュネーブ＞
- 5 月 小型武器問題東京ワークショップ＜於：東京＞
- 5 月 シンポジウム「小型武器問題と市民社会」＜於：東京＞
- 6 月 国連中南米地域小型武器違法取引ワークショップ
＜於：リマ（ペルー）＞
- 7 月 国連小型武器政府専門家グループ第3回会合＜於：NY＞
- 8 月 国連事務総長が小型武器報告書（A／54／258）を発表
- 8 月 国連アフリカ地域小型武器違法取引ワークショップ
＜於：ロメ（トゴ）＞
- 9 月 安保理閣僚会合が小型武器に関する議長声明を採択
- 1 2 月 国連総会が日本提出の小型武器決議（54／54V）を採択
- 2 0 0 0 年 2 月 国連小型武器会議第1回準備委員会＜於：NY＞
- 3 月 アフリカの角・大湖地域小型武器会議
＜於：ナイロビ（ケニア）＞
- 5 月 ジャカルタ小型武器地域セミナー＜於：ジャカルタ＞
- 6 月 アジア地域小型武器東京ワークショップ＜於：東京＞
- 1 0 月 A R F（国境を越える犯罪に関する専門家会合）
＜於：ソウル＞
- 1 1 月 国連総会議が日本提出の小型武器決定案（55／415）を採
択
- 2 0 0 1 年 1 月 国連小型武器会議第2回準備委員会＜於：NY＞
- 3 月 国連小型武器会議第3回準備委員会＜於：NY＞
- 7 月 国連小型武器会議（於：NY）
- 2 0 0 1 年 1 2 月 国連総会が日本提出の小型武器決議（56／24V）を採択
- 2 0 0 2 年 1 月 国連小型武器会議の東京フォローアップ会合（於：東京）

1. 小型武器

G8は、世界の多くの地域における、小型武器と軽兵器（以下「小型武器」とする）の野放しかつ非合法的な移転と、情勢の不安定化を招く蓄積が、平和、安全、繁栄に対する重大な脅威となっていることを確信する。それ故、G8は、小型武器が責任ある合法的な方法で移転されることを確保し、情勢の不安定化を招く現存の蓄積を正当な防衛・安全保障上の必要に見合う水準まで削減するための、各国、地域的、及び国際的努力を強く支持する。

情勢の不安定化を招く小型武器の拡散は、国際社会に対し、輸出管理政策、不正取引の予防、法執行と犯罪防止、武装解除と元兵士の動員解除・社会復帰、紛争後の復興、治安部門の改革等の多くの分野の課題を提起している。G8は、これら全ての分野において、国際機構と各国が、重複を避けつつ協調的で一貫した政策を策定することによりそれぞれの取組をより効果的なものとする必要があることを強調する。

G8は、

- (イ) 2001年の小型武器の不正取引のあらゆる面に関する国連会議の開催とその成功を期待する。我々は、特に小型武器の不正取引撲滅のための国際的努力を実質的に強化する成果を生み出すであろう広範な議題をもって右会議に臨む。
- (ロ) 小型武器の移転が国連憲章に謳われている自衛の権利と合致することを認識しつつ、かかる輸出の管理と許可を高度の責任をもって行うことを確認する。より厳格な規制を有しない限り、G8は、輸出許可に際して、受取側の正当な防衛・安全保障上の必要を最小限の基準とする。G8は、他国に対する侵略や抑圧に使用される明確な虞のある場合には、小型武器の輸出を許可しない。最後に、G8は、各国毎に、またワッセナー・アレンジメント等の国際場裡において、小型武器の非合法的な転売・再輸出の危険を最小化するため、さらなる行動を検討する。この目的のために、G8は、武器仲介業の効果的な国内の取締りの重要性について合意する。G8は、他の小型武器輸出国にそれぞれの政策の中で以上のような原則を採用するよう強く慫慂する。
- (ハ) 需要側に対する補完的な措置の重要性も強調する。この関連で、G8は98年10月のECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）による小型武器の輸出入・製造モラトリウム（一時停止）の採択を歓迎し、小型武器拡散の問題を抱える他の地域が同様の措置を検討するよう慫慂する。G8は、その輸出許可の決定においてECOWASのモラトリウムを尊重することを確保するための措置をとると共に、他の輸出国に対しても同様のことを求める。また、G8は、最近採択された、大湖地域及びアフリカの角地域における不正小型武器の拡散問題に関するナイロビ宣言を歓迎する。G8は、可能な諸国が、ECOWASモラトリウム及びナイロビ宣言の実施への資金・技術協力を行うよう慫慂する。
- (ニ) 不正な武器取引の被害国・地域に対し、（不正取引の）発覚した例や不正な小型武器の供給経路に関する情報の交換を含め、この点に関する透明性を向上するよう慫慂する。
G8は小型武器の刻印（マーキング）はその追跡可能性を向上させうると考える。G8はかかる小型武器の移転の透明性向上に関する国際的合意の形成に努める。小型武器の

不正取引との闘いと信頼醸成のため、G8は、適当な場で、国内法制、実行、経験に関して情報交換する用意があり、他の諸国に対しても同様のことを求める。

- (ホ) 小型武器の不正取引への対抗措置が根本的に重要であることを強調する。G8は、自国領内からの、自国領経由の、或いは領内への、小型武器の不正移転を防止するため、効果的な国内の輸出管理・執行体制を維持する。我々は、国連安保理が課する全ての武器禁輸を厳格に実施することを確認する。この目的のために、G8はこれら禁輸の法的執行を可能にする適切な国内法制を強く支持する。我々は、対 UNITA（アンゴラ全面独立民族同盟）措置違反に関する報告を調査するとの安保理の決定等の、国連の制裁をより効果的にするための努力を強く支持する。
- (ヘ) 小型武器の不正取引から直接被害を受ける国が効果的な管理を実施するための能力向上計画を支援する用意がある。G8は、この分野での協調された地域的・国際的行動の重要性を強調し、銃器・弾薬・爆発物・その他の関連部品の密造・不正取引防止のための OAS（米州機構）全米条約や、南部アフリカにおける不正な武器取引対策のための EU（欧州連合）/SADC（南部アフリカ開発共同体）行動計画等のイニシアティブを歓迎する。G8はまた、ワッセナー・アレンジメントその他の国際的、地域的な場における、不正取引経路や転売先等についての適切な情報交換の拡大を重視する。
- (ト) 効果的な法執行及び犯罪防止の措置を通じ、小型武器の不正保有及び悪用の問題に取り組む必要があることを認識する。銃器に関しては、G8リヨン・グループは、その所掌範囲内において、銃器の密造及び不正取引に対する G8各国の政策及び対策の有効性を改善する方法についての検討を継続する。G8は、2000年末までに国連国際組織犯罪条約銃器議定書の交渉の完了を確保するため、銃器の不正取引と闘うための国際的な努力の重要な要素となるであろう同議定書の審議において積極的かつ建設的な役割を果たす。
- (チ) 情勢の不安定化を招く小型武器の現存の蓄積を削減する努力に対し、完全なる支援を約束する。G8は、被害国・地域が、信頼醸成措置と余剰若しくは不法所有されている小型武器の回収・廃棄を促すインセンティブを採用するよう慫慂する。G8は、小型武器問題への対処を意図する特定目的の基金（国連、地域、特定域内に既設、若しくは新設されるもの）を含む、自発的な資金・技術協力を通じ、かかる取組を支援する用意があることを確認するとともに、国際社会に対して同様のことを求める。この関連で G8 は、紛争終結後の状況において、武装解除と元兵士の動員解除・社会復帰の包括的事業が極めて重要であることを強調する。G8は、かかる事業を、適切な場合に紛争当事者間の和平合意や平和維持軍その他の関連ミッションのマンデート中に含めることを支持する。
- (リ) 情勢の不安定化を招く小型武器の蓄積への取組において、例えば、地域レベルでの意識向上等を通じ、市民社会が果たす役割の重要性を強調する。G8は、国際社会及び被害国政府が、小型武器の野放しの拡散と情勢の不安定化を招く蓄積の防止のための取組に市民社会を積極的に参画させるよう慫慂する。
- (ヌ) 情勢の不安定化を招く小型武器の蓄積の被害国・地域において回収されたあらゆる余剰・不法所有の小型武器が、直ちに廃棄されない場合は、望むらくは国際的或いは第三者の監視の下に、早期かつ効果的な廃棄まで適切に保管・管理されるべきであるとの原則を支持することを再確認する。